

はままつ起業家カフェ運営協議会

## 令和3年度 ものづくり創業支援補助金のご案内

はままつ起業家カフェでは、事業者数が減少傾向にあるものづくりに関係する事業者の増加を促進するために、浜松市内で新たにものづくりに係る創業を行う者に対して、開業に際し要する設備費等の経費の一部を補助します。

※詳細は「はままつ起業家カフェホームページ」  
(<https://www.hamamatsu-startup.com/event/mono/>)  
を確認願います。



### 1. 補助対象者 (以下の全ての条件を満たす者)

- (1) **令和3年4月1日～令和4年2月28日の期間に、補助対象業種<sup>\*1</sup>の開業** (個人開業又は法人(会社)設立) **を初めて行う者<sup>\*2</sup>** (中小企業でみなし大企業でないこと)  
(個人開業の場合は浜松市内で開業しかつ補助対象者(代表者)が浜松市内に住民登録があること。法人の場合は浜松市内に本店登記があること。)

#### ※1 補助対象業種 (製造業又は一部の情報通信業)

##### ● 製造業 (日本標準産業分類による製造業)

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業(家具を除く。)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし皮・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業

##### ● 情報通信業 (日本標準産業分類による情報通信業のうち以下の業種)

情報サービス業、インターネット付随サービス業

(注意)

ものを製造して販売する場合、「製造して事業者に卸している場合」と、「製造して店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合」は製造業とします。「製造して製造と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合」は小売業や飲食サービス業としますので製造業には当たりません。

(例：飲食店は食料品製造業(製造業)ではなく飲食サービス業になりますので補助対象外です。)

※2 「開業を初めて行う者」を対象とするため、開業の段階で、既に別会社(法人)の代表権を持つ地位についている方や、既に別会社(法人)を設立済みの方、既に別の個人事業を開業済みの方は対象外です。

- (2) **開業日(個人開業日又は会社設立日)より前の日付で、浜松市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業の証明(以下「特定創業支援証明書」という。)の交付を受けた方**又は、「特定創業支援証明書」の取得条件に基づく1ヶ月以上に渡り4日以上実施された所定の創業支援機関のアドバイス等の支援日の最終日が開業日(個人開業日又は会社設立日)より前の日付である「特定創業支援等事業に係る確認書」の交付を受けた方。 等

### 2. 補助対象経費

専ら補助事業のために使用される**単価30万円以上(消費税抜き)**の機械装置、工具器具、分析装置、専用ソフトウェアの購入・設置、製作等に要する経費

※補助対象期間(補助対象者の開業日の1年前～令和4年2月28日)に見積、納品、請求、支払いが完了することが条件。 なお、**支払い方法は銀行振込、現金支払、カード決済のみ対象とします。**

※汎用性があり、本補助事業のみに用途を特定できないもの(例えば、事務用のパソコン、机、椅子、棚、プリンタ、自動車等車両、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機など)の購入費及び中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない**中古品の購入費<sup>\*3</sup>**は補助対象外です。

※3 2社以上の販売業者から見積を取得している場合(中古品の場合は同じものがないことが考えられるので「同等品」の見積でも可とする。)は中古品の購入も補助対象とする。この場合は、2社以上の見積書を申請書の添付文書として事務局に提出すること。なお、中古品の修理費は補助対象外です。

### 3. 補助金額

補助対象経費×1/2以内 限度額は**75万円**

(予算の範囲内において、申請書の受付順で審査し補助金を交付するため、予算が無くなり次第受付を終了します。)

## 4. 申請スケジュール

### (1) 【事前連絡】

申請を希望する場合は、申請書の提出前、できるだけ早い段階で、必ず事前に事務局（はままつ起業家カフェ）に連絡し、内容についての確認を受けてください。

ただし、事前連絡をもって正式な受付とは致しません。申請書類の提出を持って正式な受付としますのでご注意ください。

### (2) 【申請書提出】 【※補助対象設備の購入後（支払後）の申請になります。】

補助対象者は、**令和3年4月1日～令和4年3月10日**の期間に「ものづくり創業支援補助金交付申請書 4部（正本1部、写し3部）」に下記「添付書類」を添付し事務局に提出（持参）して下さい。

※申請書等は「はままつ起業家カフェホームページからダウンロードできます。提出部数や記載例も併せて確認して下さい。（<https://www.hamamatsu-startup.com/event/mono/>）」

**予算の範囲内において、申請書の受付順で審査し補助金を交付するため予算が無くなり次第受付を終了します。そのため申請受付ができない場合もありますのでご了承願います。 ※申請書提出前に事務局に確認の電話連絡をして下さい。 ※**

#### 【添付書類】（①～⑦各1部 ⑧のみ4部）

- ① 市納税証明書（代表者（補助対象者）個人）（未納がないことが必須条件）
- ② **特定創業支援証明書<sup>※4</sup>の写し又は、特定創業支援等事業に係る確認書**  
※証明書の場合、交付日が開業日（個人開業日又は会社設立日）より前の日付であることが条件  
※確認書の場合、特定創業支援証明書<sup>※4</sup>の取得条件に基づく1ヶ月以上に渡り4日以上実施された所定の創業支援機関のアドバイス等の支援日の最終日が開業日（個人開業日又は会社設立日）より前の日付であることが条件（**証明書、確認書ともに浜松市（はままつ起業家カフェ）で交付**）
- ③ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署の受付印が押されているもの）  
（個人開業している場合）
- ④ 申請書の提出日の前3か月以内に発行された住民票（個人開業している場合）  
※代表者（補助対象者）が浜松市民であること
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し（法人開業している場合）
- ⑥ 法人設立（変更）等届出書の写し（法人開業している場合）
- ⑦ 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し  
（○見積書（原則2社以上の業者の見積書。ただし中古品の購入の場合は必ず2社以上の見積書）、  
○納品書、○請求書、○領収書）
- ⑧ 事業概要（企業・製品パンフレット等）（ある場合のみ）

#### ※4 特定創業支援証明書の交付（補助対象者（会社の代表者）本人名での証明書）

・交付までに最短でも1.5ヶ月程度時間がかかりますので、開業準備と併せて事前に準備をお願いします。開業日より前に本証明書の交付を受けることが本補助金の条件です。

・証明書の交付手順については、次のホームページを参照 詳細は事務局に確認下さい。

（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/shinko/shien/tokuteisougyou.html>）

(3) 【交付決定】：申請書類を随時受付し、審査（書類審査、現地確認）の上、予算の範囲内で交付決定を行う。（採択又は不採択の通知）

(4) 【補助金交付】：採択された補助対象者に対し補助金を交付する。

(5) 【実績報告】：補助対象者は、事業の状況、雇用者数等について、補助事業年度の終了後5年間にわたり、毎年1回、事務局の指示に基づき報告していただきます。

### 【事務局】

はままつ起業家カフェ（申請書受付日時：土日祝祭日、年末年始を除く 申請書受付時間 10:00～17:00）

〒432-8036 浜松市中区東伊場 2-7-1 浜松商工会議所会館 1階

電話 053-525-9745 FAX 053-525-9746

E-mail: [sogyo@hama-cafe.jp](mailto:sogyo@hama-cafe.jp)

HP: <https://www.hamamatsu-startup.com>

【はままつ起業家カフェとは】 浜松市、(公財)浜松地域イノベーション推進機構、浜松商工会議所の3支援機関の協同により、浜松商工会議所に設置するはままつスタートアップの創業支援総合窓口です。